



【重 要】

福岡医発第 2901 号 (地)

平成 26 年 3 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

保険医療機関の取り消しについて

既にご存じのとおり、2月19日に九州厚生局より会員医療機関の保険医療機関取り消しが発表されました。

本件は、九州厚生局が実施する適時調査において、一般病棟入院基本料（13対1）の施設基準を満たしていない疑いが生じたため、その後、個別指導が実施され、一般病棟入院基本料（13対1）の施設基準を満たさないにもかかわらず、平成22年～平成24年の施設基準の定例報告で、当該基準を満たしているかのごとく、勤務表等を改ざんしたうえで、九州厚生局へ虚偽の報告を行い、入院基本料等にかかる診療報酬を不正請求している疑いが濃厚となったため、監査が実施された結果によるものです。

本会では、医の倫理（職業倫理）やモラルの問題等に取り組むため、平成16年度に自浄作用活性化委員会を設置する等、県民から信頼される医療提供者であるため、様々な取り組みを行ってきましたが、今回のような不祥事が起こると、これまでの努力の積み重ねが無になってしまいます。

つきましては、総会等会員が集まる機会に、貴職より今回のような虚偽の報告を行うことがないようにすることは当然ですが、医師法、医療法、健康保険法等の遵守についても会員へ指導方よろしく願いいたします。

また、この機会に、もう一度、医道五省、日本医師会倫理綱領、日本医師会綱領を見直していただき、会員一人一人が県民の医療への信頼回復に向け努力していただきますよう併せて周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

医 道 五 省

- 1 生命を尊重し、医療の公共性に基づき社会に奉仕しているか。
- 2 誠実と愛情を持って診療を行い患者の信頼を得ているか。
- 3 人間形成と医学技術の研鑽に努めているか。
- 4 医師のみに許された権利の正しい行使に努めているか。
- 5 医師の守るべき法の正しい理解に努めているか。

(昭和55年 医道倫理委員会)

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な
明るい生活を支えます。
2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な
医療提供体制を築きます。
3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に
寄与します。
4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく
国民皆保険制度を守ります。

以上、誠実に実行することを約束します。

医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

平成12年4月2日採択

於 社団法人日本医師会 第102回定例代議員会

発表日 平成26年2月19日
 照会先 九州厚生局指導監査課
 (電話番号 092-707-1125)

報道関係者 各位

保険医療機関の指定の取消について

平成26年2月17日に開催されました九州地方社会保険医療協議会において「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり、答申がありました。

これを受け、九州厚生局長は、下記のとおり処分を行いましたのでお知らせいたします。

1. 保険医療機関の指定取消処分

指定取消となる保険医療機関

- ① 名 称 医療法人社団清涼会 岡垣記念病院
- ② 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町中央台三丁目22番1号
- ③ 開設者 医療法人社団清涼会 理事長 才田 英次

2. 取消年月日

保険医療機関の指定取消 平成26年6月1日

3. 根拠条文

保険医療機関の指定の取消

健康保険法第80条第2号、第3号及び第6号

4. 監査を行うに至った経緯等

適時調査において、一般病棟入院基本料（13対1入院基本料）の施設基準を満たしていない疑いが生じたため個別指導を実施した。

個別指導において、一般病棟入院基本料（13対1入院基本料）の施設基準を満たしていないにもかかわらず、平成22年、平成23年及び平成24年の定例報告におい

て、当該基準を満たしているかのごとく、勤務表等を改ざんしたうえで、九州厚生局長に対し虚偽の報告を行い、入院基本料等にかかる診療報酬を不正に請求している疑いが濃厚となったため監査を実施した。

5. 取消処分の主な理由

【不正請求】

施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の報告を行い、平成21年9月から平成24年8月までの3年間にわたり、入院基本料等にかかる診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

《一般病棟入院基本料(13:1入院基本料)の施設基準の要件》

- (1) 夜勤を行う看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること
- (2) 夜勤については、看護師1名を含む2名以上の数の看護職員が行うものであること
- (3) 看護職員配置数が※12名以上であること
(※当該病棟の1日平均入院患者数から算出した最小看護職員必要数)
- (4) 看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること
- (5) 平均在院日数が24日以内であること

監査において、以上の(1)～(5)の要件を満たしていなかったことが確認された。

【不当請求】

- (1) 入院診療計画を策定していない、または、入院診療計画書の写しを診療録に貼付していないにもかかわらず、入院基本料等を不当に請求していた。
- (2) 算定要件を満たさない医学管理等の診療報酬を不当に請求していた。
- (3) 算定要件を満たさない在宅医療の診療報酬を不当に請求していた。

6. 診療報酬の不正及び不当請求

監査で判明した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額

・不正請求額	3,166名分	レセプト	3,166枚	269,838,399円
・不当請求額	14名分	レセプト	32枚	1,232,902円
合 計	3,180名分	レセプト	3,198枚	271,071,301円

※ 不正請求額欄は、患者延べ人数及びレセプト実枚数であり、不当請求額欄は、患者実人数及びレセプト実枚数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。